



平成 28 年 2 月 24 日

各 位

会社名 C D S 株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝崎 晶紀
(コード番号 2169)
問合せ先責任者 取締役 経理・財務部長兼総務部長
中嶋 國雄
(TEL 052-587-5410)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関する議案を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が平成 27 年 9 月 30 日に施行され、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となることに伴い、定款第 2 条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款第 25 条（取締役の責任免除）および第 34 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
- なお、定款第 25 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 3 月 25 日（金）
定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 3 月 25 日（金）

以 上

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (5) [省略]</p> <p>(6) 労働者派遣業法に基づく<u>特定労働者派遣事業</u></p> <p>(7) ～ (8) [省略]</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (5) [現行とおおり]</p> <p>(6) 労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>(7) ～ (8) [現行とおおり]</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行とおおり)</p> <p>(2) 当社は、<u>取締役</u>(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行とおおり)</p> <p>(2) 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |